

(別表)

2019年1月から3月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/1/7	2018年度NUMOの活動に係る効果測定調査	2019.1.7~2019.3.20	1式	株綜研情報工芸	4,428,000	
2019/3/26	ハイヤー業務委託	2019.4.1~2020.3.31	1式	国際ハイヤー(株)	10,102,134	
2019/3/29	2019年度ホームページに係る運用維持管理業務等	2019.4.1~2020.3.31	1式	株電通東日本	22,583,880	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/1/7	産経ニュースを活用した広報の実施	2019.1.7~2019.2.28	1式	株産業経済新聞社	3,240,000	会計規程第21条第4項
2019/2/1	事業支援システムのデータ移行作業について	2019.2.1~2019.3.20	1式	原電エンジニアリング(株)	5,724,000	会計規程第21条第4項
2019/2/8	包括的技術報告書における核種移行解析の不確実性評価	2019.2.8~2019.3.25	1式	株QJサイエンス	11,880,000	会計規程第21条第4項
2019/3/28	文書管理システムの維持管理・運用	2019.4.1~2020.3.31	1式	東京レコードマネジメント(株)	10,560,000	会計規程第21条第4項

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/2/20	ボーリング孔の閉塞技術の検討(2018)	2018.10.30~2019.6.14	1式	鹿島建設(株)	47,325,600	年度をまたぐ期間変更
2019/3/20	国際レビューに向けた包括的技術報告書の英訳および海外専門家による品質確認(その2)	2018.8.30~2019.5.31	1式	株大林組	13,068,000	年度をまたぐ期間変更
2019/3/11	予算・資金業務等に係る会計予算システムの改良(2018)	2018.11.7~2019.6.22	1式	(一財)日本システム開発研究所	19,440,000	年度をまたぐ期間変更
2019/3/11	セメント系材料からの核種放出挙動評価手法の調査及び開発	2018.10.25~2019.5.31	1式	(一財)電力中央研究所	7,884,000	年度をまたぐ期間変更
2019/3/12	緩衝材中における微生物共存下金属腐食試験	2018.10.30~2020.6.19	1式	(一財)電力中央研究所	71,582,400	年度をまたぐ期間変更
2019/3/14	長期的な自然現象の発生可能性および地質環境の状態変遷の評価技術に関する検討	2018.8.9~2019.6.21	1式	東電設計(株)	14,904,000	年度をまたぐ期間変更

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。